

大蔵省物価部に在って、側面からこの金融緊急措置の立案から実施までの過程に参画することができたのである。

この百年に一度あるかどうかという緊急措置について、その立案から実施にいたる過程の正確な記録を残しておくことには、歴史的な研究のためにも、行政の参考としても、大きな意義があるものと思う。本書の特色は、その政策の形成過程に即して資料の構成をおこなったことであるが、それはそのことを可能にする資料源泉が存在したことに負うところが大きい。大蔵省の行政資料としても、途中経過をフォローして分析できるケースは稀なことであり、本書が金融緊急措置のすべてをカバーするわけではないが、この方面の研究の一層の深化に役立つことを望みたい。

本書は、大蔵省財政史編纂事業の一環として編集・刊行されるものであり、『昭和財政史—終戦から講和まで』（大蔵省財政史室編 全二〇巻）を補足する資料集としての性格を持つものである。同様の趣旨で、『終戦直後の財政・金融・物価対策—戦後通貨物価対策委員会の記録』が既に刊行されている。本書を繙くに当たってはこれらの著作もあわせて参照して頂ければ幸いである。

昭和六十二年三月

大蔵省財政史編さん顧問 谷村 裕

刊 行 に よ せ て

お茶の水女子大学教授 中村 隆英

大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第二二巻「金融(出)」には、拙稿「金融政策」が収められている。この原稿を作成したのは、昭和四九年から、五〇年の夏にかけてであった。暇を見つけては大蔵省財政史室に通い、資料を見ながら執筆をつづけて、この原稿を書きあげたとき、本当にホッとしたことは、今も記憶に鮮やかである。

この作業にあたって、何よりも問題だったのは資料の不足であった。執筆の時期が切迫しているのに、重要な問題でありながら、全く通りいっぺんの法令や調査しかないということさえあって、金融緊急措置はその最大の難関の一つであった。

そのとき、元大蔵大臣故愛知揆一氏の御遺族から、愛知氏の大蔵省時代の大量の資料が財政史室に寄贈され、直ちにその整理がはじめられた。五十あまりの段ボール箱にいっぱい文書は、まさに宝の山であった。この資料集に収められた金融緊急措置についての綴り込み一冊の発見は、私にとっては、ほんとうに金鉱に掘り当たったように思われた。私は、それを貪り読み、前後の脈絡をたどることによって、この政策の発想、立案、決定、実施に至る過程をつぶさに辿ってみることができた。研究者にとって、それは本当に至幸の時間であった。「金融政策」第二章金融緊急

措置を書くことができたのは、この貴重な資料が残されたからこそである。私はいまも、その当時の感激と昂奮を懐しく回想し、その思い出を噛みしめることがある。

金融緊急措置の具体的な過程については、別に吉川元信氏による詳細な解説が加えられている。ここでは、ごく簡単に、戦後の経済政策の展開のうえで、この措置が果たした役割について、現在の私が考えていることを要約するにとどめたい。

戦時以来極力抑制されてきたインフレーションは、敗戦前後の政府資金の撒布超過と産業資金の貸出による通貨膨脹に刺激されて、昭和二〇年秋には爆発寸前に達していた。敗戦の善後処理に追われていた財政金融当局は、幣原内閣が成立した昭和二〇年一〇月ごろから、本格的にその対策に取り組みはじめた。その政策構想は、一回限りの財産税徴収と預金封鎖と組み合わせたモラトリアムであって、一月末から本格的な立案に入った。その内容は次第に拡大され、食糧対策、就業対策案を含む総合政策の形をとるようになった。幣原内閣がこれを正式にとりあげたのは二一年一月以後である。一月二日に次田内閣書記官が主宰する会議が招集され、具体策が検討されたことは、事態が如何に切迫していたかを示すといえよう。実際、前年一月以来、インフレは加速しつつあった。対策は、進行するインフレと競争しつつ、迅速に進められなければならない。こうして、金融緊急措置は、二月一六日に発表され、三月二日に旧紙幣は強制通用力を失ない、三月七日まで新券との引換が行われ、日本銀行券発行高は、二月一八日の六一八億円から三月一二日の一五二億円に縮小したのである。

以上の政策は、インフレの抑制のために、どのような効果をもたらしたのか。膨脹した通貨と、縮小した生産とは、当然インフレを惹き起さずにすまなかった。先行きを見越した換物運動が展開され、全国銀行の預金は、二〇年二月月から減少に向いつつあった。放置したら、二一年上半期にはインフレーションが爆発するのは明らかであった。金融緊急措置は、とにかくその爆発を食い止めて、一時的にせよ、物価をほぼ安定させることに成功した。その間に生産が回復に向えば、政府当局の意図は達成されたはずである。しかし、生産の回復がはかばかしくないうちに、司令部によって戦時補償打切りが実施され、重立った企業や銀行は、倒産の危機に直面した。金融緊急措置によって封鎖された預金は第一、第二の両者に分割され、第二封鎖預金の一部は切捨てられて、金融機関の再建に役立った。それは立案者の予期しない事態であったが、もし預金が封鎖されていなかったならば、このときの危機はもっと激しいものになったことも疑いを容れない。

以上のように考えてみると、終戦後の昭和二一年から二三年春までの期間、金融緊急措置は、日本の金融政策の中核の役割を果たしたといえよう。インフレ抑制の目的は、完全には果たされなかったけれども、放置するに勝ったことはもちろん、金融機関の再建にも大きな役割を果たした。戦後の経済再建の出発にあたって、この措置は避け難い荒療治であったといえよう。

しかしこの政策の立案から決定、実施に至る過程を詳細に含む本資料は、なかなか公刊される機を得なかった。『昭和財政史―終戦から講和まで』第一七卷「資料(1)」にもついに集録されなかった。この資料が庞大でかつまとまっているために、別途公刊の機もあろうということで見送られたのである。「金融政策」の執筆を担当し、「資料」の監修にもあたった私は、やむをえないと思いつつも、まことに残念で、この文書が世に出る機会の早からんことをいって今日に至った。

いま、その文書がほぼ完全な形で公刊されることになった。数年来の期待が充たされたことを知って、宿願の達成を喜びつつ、私はこのまえばきの筆を執った。本書が、政策担当者や学界の人たちによって熟読されることを望んで

目次

口 絵 金融緊急措置における証紙貼付日本銀行券

序 文……………大蔵省財政史編さん顧問 谷村 裕…一

刊行によせて……………お茶の水女子大学教授 中村隆英…三

凡 例……………三

金融緊急措置の背景及び大蔵省の対応……………大蔵省大臣官房審議官 吉川元信…三
兼財政金融研究所特別研究官

金融緊急措置の構造と展開——解説と解題……………大蔵省財政史室… 加藤新一…三

I 戦後インフレ諸対策の立案

I-1 白耳義経済施策(昭和二〇年四月三三日総務局企画課)……………九

I-2 最近ノ欧州及東亜ニ於ケル通貨金融措置(「外資局特別情報」第六二号)(昭和二〇年八月一四日)……………三

I-3 インフレーションの理論〔外資局特別情報〕第六三号(目次のみ採録)……………二二

I-4 第一次大戦後ニ於ケル独逸通貨金融事情ノ経過及対策〔外資局特別情報〕第六四号(昭和二〇年八月二五日) ……二二

I-5 ギンタール・カイザーノ戦後経済指導ノ諸問題〔外資局特別情報〕第六五号(昭和二〇年八月二七日) ……二九

I-6 大臣指示事項処理方針(昭和二〇年八月二〇日)……………二四

I-7 戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ就テ(未定稿)(昭和二〇年八月二四日金融局資金統制課)……………二五

I-8 大蔵大臣答弁(案)(昭和二〇年八月二九日)……………二九

I-9 価格統制方式ノ検討(メモ)(昭和二〇年八月二二日綜合計画局戦時物価部資料)……………三三

I-10 食糧ノ増産及確保ニ関スル方策(戦後緊急対策企画室資料)……………三七

I-11 経済問題処理ニ関スル大局的綜合計画ノ立案方式(昭和二〇年九月二一日)……………三九

I-12 戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて(昭和二〇年九月二一・二三日津島寿一大蔵大臣演説)……………四〇

I-13 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関スル件(未定稿)(昭和二〇年九月一八日綜合計画局戦時物価部)……………四一

I-14 本年十二月初迄ニ実施スベキ重要施策及調査事項(昭和二〇年九月二八日大蔵省)……………四五

I-15 終戦後ニ於ケルインフレ防遏対策説明要旨……………五〇

I-16 大蔵省重要施策事項(案)(昭和二〇年一〇月九日)……………五九

I-17 自主的即決の施策ノ緊急樹立ニ関スル件(昭和二〇年一〇月二二日外務次官)……………五九

I-18 財政再建対策要目(昭和二〇年一〇月二五日)……………六〇

I-19 経済關係懇談会討議要目(昭和二〇年一〇月二八日)……………六三

I-20 財政均衡方策ニ関スルメモ(文書課西原直廉事務官)……………六三

I-21 日本経済再建ニ関スルメモ……………六三

I-22 終戦後に於ける財政再建計画の一構想(メモ)……………六三

I-23 財政再建計画大綱ニ関スル問題……………六五

I-24 財政危機対策要綱メモ(主計局大平正芳事務官)……………六六

I-25 戦後財政再建策覚書(主計局大平正芳事務官)……………六七

I-26 日本財政経済再建ニ関スル意見書(主税局渡辺喜久造書記官)……………六八

I-27 財政均衡恢復ノ前提要件ノ確立ニ付テ(昭和二〇年一〇月二〇日)……………七〇

I-28 財政再建ニ関スル件(昭和二〇年一〇月二九日)……………七三

I-29 研究課題(昭和二〇年一〇月二九日)……………七五

I-30 財政ノ均衡恢復ニ関スル件(昭和二〇年一〇月三二日)……………七五

I-31 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件(案)(昭和二〇年一〇月三二日)……………七六

I-32 財産税創設案要綱(未定稿)(昭和二〇年一二月三日検討資料)……………七七

I-33 財産税実施上問題トナルベキ事項(昭和二〇年一二月三日検討資料)……………七八

I-34 財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案)(昭和二〇年一二月三日検討資料)……………八〇

I-35 新日銀券製造ニ関スル調(昭和二〇年一二月三日税制改正検討資料)……………八二

I-36 財政再建計画大綱要目(昭和二〇年一二月五日閣議了解)……………八三

I-37 財政再建計画大綱説明要旨(昭和二〇年一二月五日)……………八三

I-38 財経新政策ニ関スル一構想(未定稿)(昭和二〇年一二月七日)……………八六

I 39 戦争利得ノ除去及財政ノ再建(昭和二〇年二月四日SCAPIN第四〇七号) 三九

I 40 第八十九議会ニ於ケル大蔵大臣発言要旨(案) 四〇

I 41 内閣総理大臣演説ニ織込マレタキ事項(昭和二〇年二月一日五日大蔵省) 四一

I 42 産業資金法(仮称)案要綱(昭和二〇年二月一日〇日金融局産業資金課) 四九

I 43 欧州各国ニ於ケル通貨整理(「外資局特別情報」第九四号)(外資局) 五三

II 緊急措置の綜合化過程

II 1 社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)(昭和二〇年二月二〇日) 三三

II 2 社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)(昭和二〇年二月二日) 三六

II 3 社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルベキ点(昭和二〇年二月二日) 三九

II 4 社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点(昭和二〇年二月二日) 三三

II 5 通貨物価安定措置具体案(未定稿)(昭和二〇年二月四日) 三三

II 6 通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)(昭和二〇年二月二日) 三五

II 7 物価ハ何ウシテ下ゲ又之方安定ヲ維持スルカ(昭和二〇年二月一六日) 三九

II 8 当面緊急ノ食糧問題等ニ就テ 四四

II 9 預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件 五〇

II 10 預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件(昭和二〇年二月二日銀行局) 五三

II 11 社会経済秩序安定緊急対策要領案 五五

II 12 財産税創設上ノ諸問題点(昭和二〇年二月二六日) 五七

II 13 食糧確保等最低民生維持緊急対策要綱(案)(昭和二〇年二月二六日) 五九

II 14 米ノ強制供出制度ニ対スル意見(昭和二〇年二月二八日) 六〇

II 15 現行ノ流通通貨ノ封鎖及新券ノ引換(昭和二〇年二月二九日) 六一

II 16 財産税等ノ実施ニ関連シ差当リ考慮スベキ事項(昭和二〇年二月二八日物価部) 六三

II 17 購買券ノ難点 六三

II 18 預金等ノ一時封鎖並ニ現行通貨ノ預金化及簡易引換措置ニ関スル件(昭和二〇年二月三〇日) 六四

II 19 社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案(昭和二〇年二月三〇日) 六七

II 20 インフレ対策研究——論議ノ基礎ノ提供(昭和二〇年二月三〇日) 七〇

II 1 財産税ノ課税標準等ニ関スル若干ノ意見(未定稿)(昭和二〇年二月二五日東京財務局直税部) 七六

II 2 新通貨発行統制(昭和二〇年二月二八日SCAPIN第三五九号) 六二

II 3 第八九帝國議會通貨關係想定問答 六三

II 4 戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件(昭和二〇年二月二日検討資料) 六四

II 5 通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)(昭和二〇年二月二日大蔵省物価部資料) 六八

II 6 通貨物価安定措置具体案(未定稿)(昭和二〇年二月四日) 五三

II 7 物価問題ニ対スル「マ司令部」ノ態度等ニ付テ(メモ)(昭和二〇年二月七日物価部) 六六

II 8 大蔵部内各局トノ関連事項(昭和二〇年二月七日主税局) 七〇

II 9 新通貨ニ依ル通貨収縮断行ノ件(昭和二〇年二月八日戦後通貨物価対策委員会武井委員) 七二

II' 10 旧通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル諸問題ノ研究(昭和二〇年二月二日主税局)……………三〇四

II' 11 各種預貯金ノ確認ニ関スル具体案(昭和二〇年二月二日主税局)……………三〇六

II' 12 法人ニ対スル通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル具体案(主税局)……………三〇九

II' 13 財産税其ノ他施行計画案(主税局)……………三〇九

II' 14 地方考査結果報告―九州・北海道(昭和二〇年二月)……………三二五

II' 15 地方局長会議関係資料(昭和二〇年二月二十日)……………三八

II' 16 新様式日本銀行券ノ製造確保ニ関スル件(昭和二〇年二月二十八日閣議決定)……………三五

III 緊急措置ノ法令化過程(1)

III 1 総理官邸会議愛知メモ(昭和二年一月二日)……………三一九

III 2 総理官邸会議愛知メモ(昭和二年一月三日)……………三二〇

III 3 社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案(昭和二年一月三日)……………三三〇

III 4 金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)(昭和二年一月四日)……………三三四

III 5 金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令ノ施行規則案要綱(昭和二年一月四日銀行局)……………三三五

III 6 金銭債務ノ支払ノ制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)(昭和二年一月六日)……………三三七

III 7 金銭債務ノ支払制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則要綱(案)……………三三九

III 8 会社等ニ対スル緊急資金措置要綱……………三四一

III 9 食糧緊急措置令(案)……………三四一

III 10 農村必需品資配給体制ニ関スル件……………三四四

III 11 失業救済緊急事業案……………三四四

III 12 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)……………三四四

III 13 預金等ノ支払制限等ニ関スル緊急勅令(案)(改題により「金融緊急措置令」)……………三四五

III 14 経済危機緊急対策ニ関スル件(昭和二年一月八日閣議決定)……………三四七

III 15 社会経済秩序崩壊防止総合方策実施順序(案)(昭和二年一月一〇日)……………三四九

III 16 企業ニ対スル緊急資金措置要綱(案)……………三五〇

III 17 復興金融会社設立要綱(試案)(昭和二年一月二三日)……………三五二

III 18 金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令制定理由説明要旨(案)(昭和二年一月二四日)……………三五五

III 19 財産税等ノ課税ニ関スル件(改題して「臨時財産調査令」)……………三五六

III 20 金融緊急措置令ニ拠リ発セラルル命令ニ盛ラレタキ事項等(昭和二年一月二四日銀新木総裁意見)……………三五七

III 21 金融緊急措置令等実施要領(試案)(昭和二年一月二五日)……………三五九

III 22 社会救済制度ニ関スル件(未定稿)(昭和二年一月二八日)……………三六〇

III 23 書記官長主催打合会議愛知メモ(昭和二年一月二九日)……………三六二

III 24 大臣室会議及び省議愛知メモ(昭和二年一月二〇日)……………三六三

III 25 金融機関資金金融通規制検討資料……………三六三

III 26 金融機関資金金融通規制大蔵大臣指定事項……………三六四

III 27 金融緊急措置令施行規則要綱(案)(昭和二年一月二〇日検討案)……………三六五

III 28 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則要綱(案) (昭和二年一月二〇日検討案) 三六七

III 29 臨時財産調査令案(未定稿) (昭和二年一月二〇日検討案) 三六九

III 30 総理官邸会議愛知メモ (昭和二年一月二〇日) 三七〇

III 31 要措置事項 (昭和二年一月二〇日) 三七一

III 32 就業対策案 (昭和二〇年一月二〇日検討資料) 三七三

III 33 福田官房長宛文書送付状 (昭和二年一月二二日橋本内閣参事官) 三七三

III 34 経済危機緊急対策実施要綱(案) (昭和二年一月二一日) 三七三

III 35 民需産業再開ニ関スル資金面ヨリノ対策(試案) (昭和二年一月二二日) 三七六

III 36 復興金融会社設立要綱(試案) (昭和二年一月二二日) 三七八

III 37 民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策(試案) (昭和二年一月二二日) 三八〇

III 38 失業応急対策要領(案) (厚生省) (昭和二年一月二二日検討案) 三八一

III 39 緊急食糧対策ニ関スル件 (昭和二年一月二二日) 三八六

III 40 総理官邸会議愛知メモ (昭和二年一月二二日) 三八八

III 41 経済危機緊急対策実施要綱(案) (昭和二年一月二二日) 三八八

III 42 金融機関資金融通標準則要綱案 三九〇

III 1 戦後物価安定ノ基本方策(案) (昭和二年一月二二日大蔵省物価部) 三九三

III 2 戦後物価対策基本要綱(案) (昭和二年一月二七日大蔵省物価部) 三九五

III 3 新通貨ニ依ル通貨収縮ニ関スル物価部会ノ審議要旨 (昭和二年一月戦後通貨物価対策委員会) 三九五

IV 緊急措置の法令化過程(2)

IV 1 金融緊急措置関係の報道に関する処理一件 (昭和二年一月一九日-二三日) 四〇三

IV 2 隠匿蔵物資管理令要綱案 (昭和二年一月二四日商工省商務局) 四〇四

IV 3 大臣室会議愛知メモ (昭和二年一月二五日) 四〇七

IV 4 金融緊急措置令施行規則(案) (未定稿) (昭和二年一月二五日) 四〇七

IV 5 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則(案) (未定稿) (昭和二年一月二五日) 四〇二

IV 6 インフレ対策ニ対スル中山教授意見要旨 (昭和二年一月二六日) 四〇三

IV 7 個人ノ預金等ニ対スル財産税等課税上ノ優遇措置(案) 四〇四

IV 8 経済危機緊急対策実施要綱 (昭和二年一月二八日経済関係懇談会了解) 四〇五

IV 9 経済危機緊急対策ノ進メ方ニ関スルメモ (昭和二年一月二八日経済関係懇談会了解) 四〇七

IV 10 対司令部交渉結果報告愛知メモ (昭和二年一月二八日) 四〇九

IV 11 金融緊急措置令要綱 (昭和二年一月二八日検討資料) 四〇九

IV 12 金融緊急措置令要綱ニ対スル意見 (昭和二年一月三一日検討資料) 四一〇

IV 13 金融緊急措置ト併行実施スベキ事項 (昭和二年一月三二日) 四一四

IV 14 民需生産再開ノ為ノ企業経理対策要綱(案) (昭和二年一月三二日検討資料) 四一五

IV 15 緊急対策ニ関スル研究問題 (昭和二年一月二二日) 四一七

IV 16 農家ニ対スル自由預金設定ノ件 (昭和二年一月二二日) 四一八

IV 17 隠退蔵物資買上要綱案(昭和二年二月二日商工省商務局)……………四八

IV 18 隠退蔵物資管理令(案)(昭和二年二月二日)……………四三

IV 19 金融緊急措置令(案)(司令部提出案正本)……………四三

IV 20 日本銀行券ノ引換等ニ関スル勅令案(司令部提出案正本)……………四三

IV 21 金融緊急措置令施行規則(案)(司令部提出案)……………四三

IV 22 日本銀行券ノ引換等ニ関スル勅令施行規則(案)(司令部提出案)……………四三

IV 23 金融緊急措置及通貨引換ニ関スル審議経過(昭和二年二月五日)……………四四

IV 24 当面ノ我国社会経済秩序安定方策ニ関スル件(昭和二年二月七日)……………四四

IV 25 引換令関係対司令部交渉愛知メモ(昭和二年二月九日)……………四七

IV 26 引換令ニ関スルボグダン会见結果愛知メモ……………四六

IV 27 緊急措置令関係対司令部交渉愛知メモ……………四九

IV 28 勅令案・省令案司令部修正要求案(昭和二年二月九日検討資料)(英文資料VI-2)……………四九

IV 29 省議愛知メモ(昭和二年二月一〇日)……………四九

IV 30 昭和二年二月一四日日程……………四五

IV 31 要処理事項・予定等愛知メモ(昭和二年二月一四日)……………四五

IV 32 枢密院提出書類一覽(昭和二年二月一四日)……………四五

IV 33 金融緊急措置令、日本銀行券引換等ニ関スル勅令等制定理由説明要旨(昭和二年二月一四日蔵相内奏)……………四五

IV 34 臨時財産調査令制定ニ関スル件(枢密院提出資料)……………四五

IV 35 臨時財産調査令想定問答(対枢密院)……………四六

IV 36 金融緊急措置令関係枢密院関係資料目次(昭和二年二月文書課)……………四六

IV 37 昭和二年一月一六日日程等……………四九

V 緊急措置の発動過程

V 1 緊急措置発表関係愛知メモ……………四六

V 2 大蔵大臣放送原稿(昭和二年二月一六日)……………四六

V 3 金融緊急措置令(昭和二年二月一七日勅令第八三三号)……………四六

V 4 日本銀行券預入令(昭和二年二月一七日勅令第八四号)……………四六

V 5 臨時財産調査令(昭和二年二月一七日勅令第八五号)……………四六

V 6 食糧緊急措置令(昭和二年二月一七日勅令第八六号)……………四七

V 7 隠匿物資等緊急措置令(昭和二年二月一七日勅令第八八号)……………四七

V 8 金融緊急措置令施行規則(昭和二年二月一七日大蔵省令第二二号)……………四七

V 9 日本銀行券預入令施行規則(昭和二年二月一七日大蔵省令第二三号)……………四八

V 10 内閣総理大臣声明(昭和二年二月一七日)……………四八

V 11 経済危機緊急対策の意義及概要―新日本の建設(昭和二年二月一七日内閣書記官長声明)……………四八

V 12 国民各位ニ訴フ(昭和二年二月一七日大蔵大臣声明)……………四九

V 13 官吏ニ対スル訓令……………四九

V 14 金融緊急措置要領(昭和二年二月一七日)……………四九三

V 15 日本銀行券預入要領(昭和二年二月一七日)……………四九八

V 16 臨時財産調査要領(昭和二年二月一七日)……………五〇〇

V 17 日本銀行券預入令に就て(大蔵省・日本銀行)……………五〇三

V 18 封鎖預金等ノ支払ニ関スル取扱要領……………五〇六

V 19 日本銀行券預入令ノ特例ノ件(昭和二年二月二〇日勅令第九〇号)……………五〇九

V 20 証紙ニ関スル件(大蔵大臣談)……………五一〇

V 21 証紙貼付日本銀行券暫定発行要領(未定稿)……………五一〇

V 22 証紙に就て(記事資料)……………五一一

V 23 金融緊急対策関係要措置事項……………五二二

V 24 日本銀行券新旧券引換に就て(昭和二年一月一九日)……………五二三

V 25 措置令・預入令解釈に就ての大蔵当局談(昭和二年二月二二日)……………五四四

V 26 偽造券流説についての大蔵省発表(昭和二年二月二二日)……………五四四

V 27 封鎖支払に依る証券売買に付て(昭和二年二月二二日大蔵省発表)……………五五五

V 28 金融緊急措置ニ関スル全国ノ反響(昭和二年二月二七日理財局)……………五五五

V 29 金融機関職員ノ責務について(昭和二年二月二七日蔵銀第八六号及び大蔵省発表)……………五五七

V 30 封鎖預金・封鎖支払に關する省令・告示ノ改正についての大蔵省発表(昭和二年三月一日)……………五五七

V 31 金融緊急措置令ニ於ケル事業資金統制ニ関スル件(案)(昭和二年三月六日理財局経済課)……………五五二

V 32 財産税回避方法についての調査(昭和二年三月一日理財局)……………五五三

V 33 臨時財産申告書解説……………五五五

V 34 臨時財産調査令による金銭的財産及び契約の申告に關する提供資料……………五五二

V 35 金融機関の臨時財産申告取扱要領(主税局)……………五五三

V 36 個人の事業用動産等申告書解説……………五五八

V 37 保護預リノ有価証券等ノ申告ニ付テ(昭和二年三月二三日)……………五五〇

V 38 臨時財産調査令に依る法人の財産目録等の提出に就て(昭和二年三月一六日大蔵省発表)……………五五〇

V 39 新円吸収ト新種預金創設ノ問題(内外財政金融調査協議会報告(昭和二年三月一九日理財局)……………五五三

V 40 金融緊急措置令施行規則第一三条第二項に基ク融資制限(昭和二年三月二二日大蔵省告示第一二九号)……………五五三

V 41 資金融通総額制限について(昭和二年四月九日大蔵省発表)……………五五三

V 42 資金融通ノ総額制限ニ関スル許可事務ノ取扱ニ関スル件(昭和二年四月二二日銀秘第一一三五号)……………五五四

V 43 大蔵大臣事務引継事項(昭和二年四月二三日銀行局銀行課)……………五五七

V 44 当面ノ重要財政金融問題(昭和二年四月三〇日)……………五五九

V 45 新日本再建経済発足第一歩ニ就テ……………五五九

V 46 緊急処理を要する重要事項(昭和二年五月六日銀行局銀行課)……………五六〇

V 47 通貨吸収方策に關する件(試案)(未定稿)(昭和二年五月一六日)……………五六〇

V 48 新円経済の前途(昭和二年五月二日次官室検討資料)……………五六一

V 49 金融緊急措置令運用の改正についての大蔵当局談(昭和二年六月二〇日)……………五六一

目次	20
V 50	事業資金ノ供給等ニ関スル件(昭和二年六月二〇日銀行局長発日本銀行総裁宛蔵銀第四五九号)…………… 六六
V 51	事業資金供給等事務取扱要領(昭和二年六月二五日蔵銀第四七〇号)…………… 六七
V 52	事業資金供給等事務取扱要領追加ノ件(昭和二年七月二日蔵銀第四八六号)…………… 六九
V 53	事業資金供給等事務取扱要領追加(二)ノ件(昭和二年七月二六日蔵銀第五二二号)…………… 七〇
V 54	金融緊急措置改正要領(案)(昭和二年七月二〇日銀行局)…………… 七一
V 55	インフレ進行に関する見透し安定の可能性と破局化の危険性(昭和二年七月三〇日理財局国庫課資料)…………… 七三
V 56	通貨処理問題の説明資料(昭和二年八月五日理財局企画課)…………… 七二

VI 英文資料

VI 1	金融緊急措置に関する司令部内部メモ…………… 六八
VI 2	金融緊急措置勅令案・省令案司令部修正要求案(昭和二年二月八日受領)…………… 六一
VI 3	日本銀行券貼付用証紙の発行(昭和二年二月一八日大蔵省発経済科学局宛覚書)…………… 六五
VI 4	金融緊急措置に関する聞き取り調査(名古屋地区)(昭和二年三月五日〜七日占領軍政部)…………… 六三
VI 5	金融緊急措置に関する調査メモ(昭和二年三月八日経済科学局)…………… 五九

凡 例

- 一、資料の目次表題は編者において付した。その際、原資料に表題のあるものについては、原則としては、かなづかいともそのままに採用した。
- 二、目次表題の作成者及び日付は、資料テキストないしは書き込みその他から明白なもののみ記した。
- 三、かなづかいは原資料のままとした。ただし、不統一を訂正したものもある。
- 四、漢字は、人名も含めて原則として新字体に統一した。
- 五、明白な誤記、脱字及び用字の不統一については、原資料を損なわない限りにおいて、編者において訂正したものがあつたが、とくに注記していない。
- 六、原資料における訂正、添削については、たんなる訂正、推敲は訂正後のものをテキストとして採録し、内容的にくに表示する必要があると認められたものは「書き込み」として処理した。
- 七、破損、印刷不鮮明等の事由で完全に判読不能な箇所は、文字数が確定できるものは相当数の□で示し、推定による判読等は資料本文で適宜注記した。
- 八、原資料への書き込みは、当該箇所を*1のように指示し、注記した。ただし、組版の制約から、指示位置を原形を損なわない限りで移動したものもある。
- 九、書き込み注記は次の原則による。

21 凡 例

手書きによるあて字は原則としてそのままとした。
添え書きと挿入は区別できない場合が多いので、注記上も区別していない。